

## 第 5 号議案 名古屋都市計画道路の変更について

### 意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

縦 覧 期 間 令和7 年 11 月 7 日から令和7 年 11 月 21 日まで

縦 覧 場 所 愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課、瀬戸市役所、  
津島市役所、愛西市役所及び東郷町役場

意見書提出状況 1 通 (1 団体)

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
1. 濑戸大橋東海線の構造に関すること		
1-1	<p>4車線の計画によって中央分離帯が設置されることで、向かい合う土地間の往来が制限されるため、現在往来を行っている箇所には中央分離帯を設置しないよう要望する。 (1通 (1団体))</p>	<p>安全かつ円滑な交通の確保のため、4車線以上の道路には中央分離帯を設けることとしています。なお、今回変更区間のうち、南北端の2箇所の交差点においては信号交差点とすることとし、沿道からの出入りが可能となっております。さらなる出入りの円滑化に向け、事業実施にあたっては、効果的な迂回路などを検討するよう、事業予定者である愛知県及び関連道路の事業者である瀬戸市に申し伝えてまいります。</p>

## 第 6 号議案 知多都市計画道路の変更について

### 意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

縦 覧 期 間 令和7 年 11 月 7 日から令和7 年 11 月 21 日まで

縦 覧 場 所 愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び武豊町役場

意見書 提出状況 1 通 (1 名)

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
<b>1. 武豊港線について</b>		
1-1	既存交差点の信号制御の最適化や道路標識の設置等により、大規模な立退きや土地改変を要さない代替手法を採用してほしい。 本計画の再評価、地域コミュニティの存続できる代替案の検討、長期的なまちづくりとの整合性の検討などを要望する。 (1通(1名))	「武豊町都市計画マスタープラン」において、名鉄知多武豊駅及びJR武豊駅をつなぐ一帯は、町の中心的な核である都市拠点として、様々な都市機能の集積や、暮らしやすいまちなかを形成することが位置づけられています。また、武豊港線は都市拠点内の活発な交流を支える利便性と快適性を兼ね備えた、東西方向の交通軸、地区幹線道路として位置づけられています。 「知多都市計画区域マスタープラン」においても、名鉄知多武豊駅及びJR武豊駅周辺は、都市拠点として、また、武豊港線は整備を進める主要な施設として位置づけています。 今回の計画変更は、名鉄知多武豊駅周辺の地区画整理事業の進捗や、ラウンドアバウト南の町道が一方通行から双方向通行となることにより、本道路の自動車交通量の増加や、交通事故の危険性が高まることが想定されることから、円滑な交通処理、交通安全性の向上のため、線形変更やラウンドアバウトの採用に伴う交差点部の区域を見直すものです。今回変更区間の拡幅整備により、都市拠点内の活発な交流、利便性や快適性の向上につながるものと考えております。 なお、道路幅員等については、現行の技術基準に基づき必要な幅員としており、ラウンドアバウトの採用については、ラウンドアバウトマニュアル2021に基づき、関係機関と慎重に協議のうえ計画しております。 また、本道路は第二次緊急輸送道路として指定されており、災害時には役場などの地域の拠点を結ぶ役割を担うことから、災害時にも機能するラウンドアバウトを採用しております。
1-2	本道路の整備に伴う立退きは、生活基盤の喪失とコミュニティの分断を招くことから、町の持続性に影響を及ぼす。 (1通(1名))	
1-3	大きな交差点事故が頻発している状況は確認されておらず、ラウンドアバウトが解決すべき課題が顕在化していないため、地域特性との整合性に欠いた運用効果の乏しい開発であると考える。 (1通(1名))	
1-4	国のラウンドアバウト設計要領において、「歩行者・自転車交通量が多い箇所でのラウンドアバウトの適用は、慎重に検討する必要がある」と明示されている条件を満たしておらず、計画内容は地域実状および安全性に適合していない。 (1通(1名))	
<b>2. その他</b>		
2-1	経済の活性化を最優先順位として、道路予算及び計画をお願いする。 (1通(1名))	ご意見は、今後の事務等の参考とさせていただきます。

## 第 7 号議案 東三河都市計画道路の変更について

### 意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

縦 覧 期 間 令和7 年 11 月 7 日から令和7 年 11 月 21 日まで

縦 覧 場 所 愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び豊川市役所

意見書 提出状況 3 通 (1 名、2 団体)

番号	意 見 書 の 要 旨	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解
<b>1. 姫街道線のこと</b>		
1-1	<p>姫街道線は「豊川市都市計画道路網見直し指針」の見直し対象路線となっていなかったため、2022年の幅員等の変更や今回の変更について疑問がある。 &lt;2通（2団体）&gt;</p>	<p>姫街道線の2022年の都市計画変更は、現行の技術基準に従い、車道部、歩道部等の幅員変更を行ったものです。</p> <p>また、今回の計画変更は姫街道線に接続する区画道路の位置変更に伴い、副道の隅切部の位置を変更するものであり、いずれも「豊川市都市計画道路網見直し指針」に基づく都市計画変更ではありません。</p>
<b>2. 前田豊川線のこと</b>		
2-1	<p>前田豊川線は「豊川市都市計画道路網見直し指針」の廃止候補に含まれているのか。 &lt;2通（2団体）&gt;</p>	<p>前田豊川線は、平成31年1月策定の「豊川市都市計画道路網見直し指針」の見直し検討候補（変更）に該当しております。</p>
2-2	<p>前田豊川線の具体的な将来交通量等を示してほしい。 根拠についても具体的に記載すること。 &lt;2通（2団体）&gt;</p>	<p>前田豊川線の計画交通量(約5,300台/日、約1,800台/日)については、都市計画変更案の図書に記載しております。</p> <p>計画交通量は、「総合都市交通体系調査（パーソントリップ調査）」に基づき、将来的広域的な幹線道路網の整備や周辺の道路網の整備による交通の分散等を考慮して将来交通量推計を行っております。</p>

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
2-3	<p>道路の現状において、交通の安全と円滑も満たされている。車道の2車線化により余裕のある道路空間の安全性を低下させる意味が理解できない。何を目的として道路空間を狭めて不便に変更しようとするのか。</p> <p>&lt;1通（1名）&gt;</p>	<p>豊川稲荷への安全かつ賑わいのある歩行者優先の歩行空間を確保するため、車線の数を4車線から2車線に見直すとともに、車道空間から歩行者空間へ再配分し、歩道部幅員を拡幅いたします。</p> <p>なお、車線数の減少については、将来交通量に対して、円滑な交通処理が可能であることを確認しております。また、歩行者がより安全に車道部を横断することが可能となるなど、安全性も向上するものと考えております。</p>
2-4	<p>沿線住民や道路利用者は前田豊川線の車線が減ることを知らない。</p> <p>住民が知らないところで、判断、審議されることを危惧する。</p> <p>&lt;1通（1名）&gt;</p>	<p>今回の都市計画変更にあたっては、市の広報誌やホームページにおいて周知を行ったうえで、7月15日に地元説明会を開催しております。また、11月7日から11月21日までの間、都市計画の案の縦覧も行いました。</p> <p>引き続き、今後の事業実施段階においても、地元住民の方々のご意見を聴きながら整備を行っていくよう、事業者に申し伝えてまいります。</p>
2-5	<p>前田豊川線の車線数減少により、高齢者、障がい者の利用する路線バス、送迎サービスは、これまで通り駐停車することは可能か。また、店舗の搬出入の際には、遠くに駐車して荷物を運ぶことになるのか、分からぬ。</p> <p>荷捌き対策や自転車対策等も実証実験を行い公平に講じてもらいたい。</p> <p>&lt;1通（1名）&gt;</p>	<p>沿道施設等の利用や荷捌き等への対策、自転車の安全な通行区間の確保等のため、前田豊川線の車道部にはバス停車スペースや荷捌き用スペースを整備することを計画しております。</p> <p>詳細な配置計画等は、今後、事業実施段階において地元住民の方々のご意見を聴きながら検討するよう、事業者に申し伝えてまいります。</p>

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
2-6	<p>市道前田豊川線は、初詣で豊川稻荷大駐車場を利用しようとする車が集中するため、片側1車線となれば車道がふさがれ、緊急時のリスクも増す。</p> <p>＜1通（1名）＞</p>	
2-7	<p>正月の繁忙期に、門前町の木造住宅密集地域で火災が起きた場合など、狭くした道路が消防活動や人命救助の緊急車両進入などに支障を及ぼす恐れがある。</p> <p>＜1通（1名）＞</p>	<p>正月三が日の繁忙期には、豊川稻荷初詣に伴う歩行者の安全や車の円滑な流れを確保するため、前田豊川線の今回変更区間では、一般車両を通行禁止にするほか、周辺道路でも交通規制が実施されており、車道の渋滞対策が図られていることから、緊急車両の通行の支障にならないものと考えております。また、繁忙期の災害対応や歩行者の安全対策には、広幅員の歩道が有効と考えております。</p> <p>引き続き適切な交通規制や誘導等が行われるよう関係機関に申し伝えてまいります。</p>
2-8	<p>50年前の商店街は非常に活気があったが、現在の衰退は明らかである。本計画により住民は不便になり地域再生もかなわず、まちづくりを阻害することになる。</p> <p>＜1通（1名）＞</p>	
2-9	<p>目先のハード整備でなく、時間軸の視点と環境・経済・社会の総合的な視点に基づき、街の活性化に寄与する交通施策を推進すべき。</p> <p>＜1通（1名）＞</p>	<p>今回の変更区間の周辺地域は、豊川市都市計画マスタープランにおいて、「鉄道駅周辺と豊川稻荷周辺において、地域住民の生活を支えるとともに、観光資源を活かした商業機能を充実させることにより、中心市街地にふさわしい都市機能の誘導・維持を図ります」などと位置づけがされています。前田豊川線は、このマスタープランの趣旨に沿って今回計画変更を行うものです。</p>

番号	意 見 書 の 要 旨	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解
<b>3. その他</b>		
3-1	<p>「豊川市都市計画道路網見直し指針」において、廃止候補・廃止検討候補・変更検討候補・変更候補に分類された路線の進捗状況を教えてほしい。 &lt;2通（2団体）&gt;</p>	
3-2	<p>「豊川市都市計画道路網見直し指針」を豊川市のホームページに載せてほしい。 &lt;2通（2団体）&gt;</p>	<p>豊川市の「豊川市都市計画道路網見直し指針」の進捗状況や市のホームページ記載に関するご意見ですので、いただいたご意見は市に申し伝えてまいります。</p>
3-3	<p>今後も道路の多様な機能を検討して、都市計画道路を総合的に計画していただきたい。 &lt;2通（2団体）&gt;</p>	<p>都市計画道路は、交通量だけでなく、土地利用や環境保全などの多角的な視点から道路の機能を検討して計画しております。今後も引き続き、多様な視点による計画検討に取り組んでまいります。</p>
3-4	<p>県の環境影響評価条例の対象の制限をなくして、こうした地域道路を加えていただきたい。 &lt;2通（2団体）&gt;</p>	<p>都市計画道路の環境影響評価については、法令に基づき適切に実施しております。また、県の環境影響評価条例に関するご意見につきましては、関係部署に申し伝えてまいります。</p>